

公益財団法人神戸医療産業都市推進機構 研究・事業奨励寄付金取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、公益財団法人神戸医療産業都市推進機構（以下「機構」という。）で実施している研究及び事業の奨励や助成等を目的とする寄付金（以下「寄付金」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。

（受入基準）

第2条 機構は、寄付金が次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するときは、その寄付金を受入れることができる。

- （1）寄付金が機構の定款に定める目的の達成に資するものであること。
- （2）寄付金を受入れることにより、機構の業務又は財政に特段の負担又は支障がないと認められること。
- （3）その他、社会通念上受入れが不相当と認められるものではないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる条件が付されているものについては、これを受入れることができない。

- （1）寄付金により取得した財産を無償で寄付者に譲与すること。
- （2）寄付金による研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄付者に譲渡し、又は使用させること。
- （3）寄付金の使用について、寄付者が会計検査を行うこととされていること。
- （4）寄付申込後、寄付者がその意思により寄付の全部又は一部を取消することができること。
- （5）寄付金の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること。

（受入手続）

第3条 寄付者は、次の各号に掲げる事項を記載した申込書（電磁的方法も含む。）又はこれに準じるものを提出するものとする。

- （1）寄付者の氏名、住所及び連絡先（法人にあたっては、その名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地及び担当者の連絡先）
- （2）寄付の目的
- （3）金額
- （4）その他必要な事項

2 前項により機構が寄付者からの申込書を受領したとき、経営企画部長は前条の受入基準によりその内容を確認し、また必要に応じて関係者の意見を聴いたうえで、寄付金の受入れの可否を決定する。

3 機構は、寄付金の受入れが決定したとき、納入依頼書等の寄付の受入れに必要な書類を直ちに寄付者に送付する。

4 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本条第1項から第3項の定めによらず、寄付金の受入れを行う。

- （1）前条の受入基準を明示した機構のウェブサイトより、クレジットカードによる入金があつ

たとき。

(2) 前条の受入基準を明示した募金箱を設置し、寄付者が募金箱へ入金したとき。

(3) 前条の受入基準を明示した機構が作成する金融機関用指定用紙により入金があったとき。

(領収書等の送付)

第4条 機構は、寄付金が納入されたとき、寄付者に対して、寄付金の受領を証明する領収書及び礼状を速やかに送付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、前項の書類送付を省略することができる。

(1) 寄付者より、前項の書類送付は不要との申し出が事前にあったとき。

(2) 前条第4項第2号および第3号の方法で寄付金の受入れを行い、寄付者の連絡先が不明であるとき。

(3) その他特段の事情により、前項の書類送付が行えないとき。

(配付)

第5条 機構は、第3条において受入れを決定した寄付金（次項により算出した一般管理費を除く。）について、寄付の趣旨に沿って寄付金を使用する配付先（以下「寄付金配付先」という。）を経営企画部長が決定する。なお、必要に応じて、経営企画部長は寄付金配布先の決定を経営企画会議に諮ることができる。

2 納入された寄付金からは、事務費として「寄付金額×15%」の額を控除し、機構の一般管理費に充てるものとする。

3 経営企画部企画財務課長は、寄付金の配付先が決定されたときは、直ちに寄付金配付先の事務担当課長に、配付が決定された寄付金の使用にあたって必要な事項を通知するものとする。

4 第8条および第9条、第10条の申請がなされないまま使用期間が終了した場合、寄付金残額の配付先を改めて経営企画部長が決定するものとする。

(使用)

第6条 受入れた寄付金は、寄付の趣旨に従い適切に使用しなければならない。

2 寄付金の執行に際しては、機構の諸規程に定めるところにより取扱うものとする。

(寄付金の管理)

第7条 寄付金配付先の事務担当課長又は主幹は、寄付金の執行状況を適切に管理し、年1回、経営企画部企画財務課長に対して執行状況を報告する。なお、経営企画部企画財務課長からの求めがある場合には、年1回に限らず、その求めに応じて執行状況を報告しなければならない。

(寄付金の使用期間)

第8条 寄付金の受入れ時に特段の取決めがないときは、寄付金の使用期間は3年間とする。

2 寄付金配付先は、前項の使用期間が経過する前であれば、寄付金使用期間延長申請書（様式第1号）により、使用期間の延長を経営企画部企画財務課に申請することができる。

3 経営企画部長は、前項の申請がなされた際には内容の確認を行い、適正かつ合理的な理由がある

と認めた場合に限り、使用期間の延長を許可することができる。

- 4 前項の使用期間延長においては、一回あたり3年間を限度とする。但し、使用期間の延長後、再度、使用期間の延長申請が行われることを妨げるものではない。

(使途変更)

第9条 寄付金配付先は、次の各号のいずれかに該当するとき、寄付金使途変更申請書（様式第2号）により使途変更を経営企画部企画財務課に申請することができる。

- (1) 寄付目的が達せられ、寄付金に残高が生じたとき。
- (2) 前条により、寄付金の使用期間が終了したとき。
- (3) 適正かつ合理的な理由により、寄付金の使用内容、配付先、組織等を変更するとき。

- 2 経営企画部長は、前項の申請がなされた際には内容の確認を行い、その申請内容が適切であると認められる場合に限り、寄付金の使途変更を許可することができる。

(移換え)

第10条 寄付金配付先は、次の各号のいずれかに該当するとき、寄付金移換え申請書（様式第3号）により移換えを経営企画部企画財務課に申請することができる。

- (1) 寄付金配付先である職員が他の研究機関等に異動する場合において、当該職員の異動先に寄付金を移換えるとき。この場合において、機構は、原則として第5条により徴収した寄付金の一般管理費の割戻しは行わないものとする。
- (2) 職員が他の研究機関等から機構に異動してくる場合において、当該職員が他の研究機関等で受入れた寄付金を機構に移換えるとき。この場合において、機構は、第5条に従い、移換えられる寄付金から一般管理費を徴収することができる。

- 2 経営企画部長は、前項の申請がなされた際には内容の確認を行い、その申請内容が適正かつ合理的であると認められる場合に限り、寄付金の移換えを許可することができる。

(個人情報保護)

第11条 寄付者に関する個人情報については、別に定める「公益財団法人神戸医療産業都市推進機構個人情報保護規程」に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(事務)

第12条 この規程に定める事務は、経営企画部企画財務課において処理する。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、寄付金の取扱いに関して必要な事項は、その都度定めることができる。

附則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成17年10月18日から施行する。

附則

この改正は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附則

- 1 この改正は、平成24年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の第10条における使用期間の規定は、この要綱の施行前に受け入れた寄付金についても適用する。ただし、平成23年4月1日以前に受入れた寄付金については、平成26年3月末日を使用期限とする。

附則

この改正は、平成26年11月1日から施行する。

附則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この改正は、令和元年12月1日から施行する。

附則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附則

- 1 この改正は、2025年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴い、「公益財団法人神戸医療産業都市推進機構 寄付金審査委員会設置要綱」は廃止する。
- 3 医療イノベーション推進センターが配信する医療情報配信サイトの維持運営に対する民間企業等からの寄附・協賛金の取扱いについては、本要綱とは別に定める「公益財団法人 神戸医療産業都市推進機構 医療情報配信事業における寄附・協賛金取扱要綱」に基づいて運用を行う。